



厚生労働省神奈川労働局発表

平成27年1月14日

担  
当

厚生労働省神奈川労働局

労働基準部監督課

監督課長 池内 伸好

監察監督官 疋崎 雅夫

電話 045 (211) 7351

FAX 045 (211) 7360

報道関係者 各位

## 「働き方改革」に向けた取組について

平成26年6月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」では、新たに講ずべき具体的施策として「働き方改革」の実現が掲げられ、また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」では、基本理念として「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」などが掲げられています。

神奈川県状況をみると、全雇用者に対する週間就業時間60時間以上の雇用者の割合は10.3%と、全国で4番目に多い状況にあり、また、年次有給休暇の取得率をみても54%台と全国的には高いものの、2020年に70%にするという国の目標を大きく下回っている状況にあります。

こうしたことを踏まえ、神奈川労働局（局長 水野知親）では、「働き方改革」の実現のため、平成27年1月14日、神奈川労働局に「神奈川労働局働き方改革推進本部」を設置し、企業トップへの働きかけや気運の醸成を図り、働き方改革の実現に向けた取組をさらに強化することといたしました（裏面「設置要綱」参照）。

### 【神奈川労働局働き方改革推進本部の概要】

#### 1 目的

所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正な労働条件の下でのテレワークの普及など長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」の実現に向け、企業トップへの働きかけや気運の醸成を図るなどの取組を強化する。

#### 2 実施内容

- 働き方改革の促進のための取組方針の決定
- 働き方改革の促進のための団体・企業のトップへの働きかけ
- 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- その他働き方改革の促進のために必要な取組等

## 「神奈川労働局働き方改革推進本部」設置要綱

### 1 目的

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正な労働条件の下でのテレワークの普及など長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）においても、「新たに講ずべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっている。

また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）では、その基本理念として「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組はこれらにも資するものである。

神奈川県 の状況をみると、週間就業時間60時間以上の雇用者は10.3%（総務省「就業構造基本調査」（平成24年））を占め、全国平均を上回っており、全都道府県でみると4番目に多いことから、より一層の取組が求められている。

このため、企業トップへの働きかけや気運の醸成を図り、働き方改革の実現に向けた取組をさらに強化するため、神奈川労働局に、働き方改革推進本部（以下「本部」という。）を設置するものである。

### 2 構成メンバー

- (1) 本部長 労働局長
- (2) 副本部長 労働基準部長
- (3) 本部長 労働局長が指名した者

### 3 実施内容

- (1) 働き方改革の促進のための取組方針の決定
- (2) 働き方改革の促進のための団体・企業のトップへの働きかけ
- (3) 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- (4) その他、働き方改革の促進のために必要な取組

### 4 会議

労働局長は、必要に応じ会議を招集する。

### 5 庶務

本部の庶務は、労働基準部監督課において処理する。

（附則）本要綱は、平成27年1月14日から施行する。

# 長時間労働削減推進本部

## 【趣旨】

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、本年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立。長時間労働対策の強化は喫緊の課題。

⇒ 大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置（平成26年9月30日）

本部長 厚生労働大臣

本部長代理 厚生労働副大臣（労働担当）、厚生労働大臣政務官（労働担当）

事務局長 労働基準局長

## 過重労働等撲滅チーム

- ① 長時間労働削減の徹底に向けた重点監督の実施
  - i 相当の時間外労働時間が認められる事業場等
  - ii 過労死等に係る労災請求がなされた事業場等を対象に、重点監督を実施。
- ② 相談体制の強化
- ③ 労使団体への要請
- ④ 過労死等の防止に向けた取組

## 働き方改革・休暇取得促進チーム

- ① 本省幹部による企業経営陣への働きかけ
- ② 地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進
- ③ 切れ目のない年次有給休暇取得促進

各都道府県労働局に設置  
（平成27年1月～）

## 省内長時間労働削減推進チーム

若手職員からの意見聴取や民間企業へヒアリング等を行い、以下の方策を検討・実施

- ① 長時間労働に係る負担軽減方策について
- ② 早期退庁・休暇取得促進方策について
- ③ 早期退庁後や休暇の有効な活用事例について

## 働き方改革推進本部

（本部長 都道府県労働局長）

### 企業の自主的な働き方の見直しを推進

- ① 労働局長、労働基準部長による企業経営陣への働きかけ（仕事の進め方の見直しによる時短など）
- ② 地方自治体、労使団体等との連携による働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成（年次有給休暇の取得促進など）

### 〈協力要請・連携〉

- ・ 都道府県
- ・ 市町村
- ・ 事業主団体
- ・ 労働団体 等

### 「地方創生」につなげる

- 仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備
- 地域の特性を生かした、魅力ある就業の機会の創出

## 神奈川県労働局に、労働局長を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置（1月14日）

- 長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進などによる、働き過ぎ防止を図るためには、労働基準法等の遵守を超えて、働き方そのものの見直しが必要であり、企業トップによる強いリーダーシップが不可欠。こうしたことから、企業訪問等を通じて企業トップに対し、企業における働き方改革について、働きかけるとともに、先進的に取り組んでいる企業や今後具体的な取組を検討している企業の情報を広く発信することにより、各企業の働き方の見直しに向けた取組を促進することとする。

## 企業経営陣への働きかけ・支援、地域における働き方改革の気運の醸成

- 地域の経済団体・労働団体のトップ等に対し、働き方改革に対する協力を要請
- 労働局長や労働基準部長が、**地域のリーディングカンパニー**を訪問  
企業トップに対して、働き方改革に向けた取組を働きかけ  
働き方・休み方コンサルタントによる企業に対する助言等の支援
- 企業における**先進的な取組事例の収集、周知**

先進的な取組事例等について、本省**ポータルサイトを活用して情報発信**（平成27年1月本省に開設）

- 事業主団体主催の会合等あらゆる機会を通じた気運の醸成

企業の自主的な  
働き方の見直し  
を推進

地域における  
働き方改革の  
気運の醸成